# 別本市農業長金 たさより NEWS 和6年9月発行

## 農地パトロール強化月間(8月~10月)実施中川



令和6年8月22日休、洲本市役所北側ロビーにて、農地パトロール出発式が行われました。 翌日8月23日俭、安乎地区からスタートし、地区内の農地を確認します。今年も8月下旬から10月中旬にかけて市内全域の農地を見回っていきます。

農地の適正利用に向けて、これからも現地調査を進めていきます。調査の際には農地 に立ち入ることがありますので、ご協力をお願い致します。

## 農業委員と農地利用最適化推進委員を

## 募集します!

農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が、令和7年3月31 日に満了します。

次期の委員(令和7年4月1日から令和10年3月31日)を選出する ため、下記のとおり農会長に委員候補者を推薦していただきます。 認定農業者、若い方、 女性の方の積極的な推薦・応募を お待ちしています。

#### 【募集内容】

項目	農業委員	農地利用最適化推進員			
募集人数	19人(うち、認定農業者が過半数、利害を 有しない中立委員は1名)	18名(定められた区域から各1名)			
募集期間	令和6年10月11日俭から令和6年12月3日火				
募集資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の 最適化の推進に関する事項その他農業委員 の所掌に属する事項に関し、その職務を適 切に行うことができる者で、次のいずれに も該当しない者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見 を有し、その職務を適切に行うことができ る者で、次のいずれにも該当しない者。			
	(1)破産手続開始の決定を受けて複権を得ない者 (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での者 (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関わる法律に規定する暴力団員				
募集方法	<ul><li>●所定の応募様式に必要事項を記入し、持参または郵送で応募してください。</li><li>●自薦・他薦のどちらでも応募できます。</li><li>※他薦は、個人3人以上の推進、あるいは団体などの推薦が必要です。</li></ul>				
主な業務	<ul> <li>毎月開催の定例総会に出席し、農地の貸借・売買・農地転用許可などの審議</li> <li>年2・3回程度、定例総会の日の午前中に実施する申請地の現場確認(当番制)</li> <li>申請案件書類の閲覧</li> <li>4役:農業委員の中から会長、職務代理者、地域代表2名の合計4名を選出。</li> </ul>	<ul><li>定例総会への年間3・4回程度の参加 (但し、議決権は有りません)、現況は この通り。</li><li>計案件書類の閲覧</li></ul>			
	<ul><li>■担当地域の農地利用の最適化推進業務(担い手の農地の集積など)</li><li>■農地パトロールの実施(年1回)</li><li>■研修会などへの参加(年1・2回程度)</li><li>※上記以外に地域の農家からの相談などがあります。</li></ul>				
任 期	令和7年4月1日から 令和10年3月31日までの3年間	令和7年4月上旬(委嘱日)から 令和10年3月31日までの約3年間			
報酬	<ul><li>■月額26,000円</li><li>■年度末に年間72,000円を上限とした最適 化活動に関する報酬額を支給</li><li>■4役については、役員加算有り</li></ul>	■月額20,000円 ■年度末に年間72,000円を上限とした最適 化活動に関する報酬額を支給			
身 分	洲本市の特別職の非常勤職員				

## ご注意 ください!

## 農地の貸し借りの 手続きが変わります

法改正により、令和7年4月1日以降、利用権設定等促進事業による農地の貸し借りはできなくなります。今後は、農地中間管理機構(農地バンク)を通じた賃借権の設定による貸し借りか、農地法による貸し借りのどちらかになります。

- ①貸し手と借り手が直接契約する「利用権設定等促進事業」 ↑令和7年4月1日以降は契約できません
- ②貸し手と借り手の間に農地中間管理機構(農地バンク)が入り 契約を行います「農地中間管理事業」
- ③農地法第3条の許可申請を受ける貸し借り

# 全国農業新聞

#### 農家の皆さん 読んでみませんか!

- ●発行日:**毎週金曜日**
- ■購読料:新聞本紙=月額700円(税込)※電子新聞も閲覧可能

電子新聞=**月額500円**(税込)

●発行所:全国農業会議所

## 農業者年金で老後に安心を!

=安心の制度設計、税制面に優遇=

農業者の年金は、サラリーマンと比較してみると公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、 自分で2階部分の年金を準備する必要があります。 この2階部分として農業者には農業者年金があります。

#### 農業者年金についての ⑥つのポイント

- 農業者は加入できます/
- 2積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い年金 /
- ③保険料額は千円単位で自由 (月額2万円~6万7千円)に決められます/
- ◆終身年金で、80歳前に亡くなった場合は 死亡一時金が遺族へ支給されます!
- ⑤税制面で大きな優遇措置があります/
- **⑥**一定の要件を満たす農業者には 保険料の**国庫補助(政策支援加入)**があります/

## 第三十回「農業委員会だより」 全国コンクールにて 全国農業新聞賞を受賞





表彰状を持つ齋藤会長(前列右から3人目)

洲本市農業委員会が発行する「洲本市農業委員会だより令和5年3月発行」が第三十回「農業委員会だより」全国コンクールにて全国農業新聞賞を受賞しました。

農業委員会一同、これからも市民の方にわ かりやすく、有意義な情報を発信していきま すので、今後ともよろしくお願いいたします。

## <sup>令和5年度</sup> 農地賃借料情報

令和5年4月から令和6年3月までに締結された市内の農地の賃貸借の賃借料(10a当たり)は、次のとおりです。

地域	平均額	最高額	最低額	デ <b>ー</b> タ数
市全体	8,600円	20,000円	2,000円	157筆
洲本	9,600円	15,000円	4,400円	55筆
五色	7,700円	20,000円	2,000円	102筆

※農地の賃貸借契約をするときの目安になるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したもので、今後の賃借料を定めたものではありません。

最終的には当事者間で協議し決定するよう お願い致します。

#### <sup>令和5年度</sup> 農地法申請等審議状況

	件数	面積(ha)
<b>農地法3条許可申請</b> (農地の権利移転・設定)	76	15
<b>農地法4条許可申請</b> (農地転用)	9	0.8
<b>農地法5条許可申請</b> (農地転用のための権利移転・設定)	39	3.5
利用権設定申出 (農地の貸し借り)	249	64
非農地証明願	21	1
<b>農地法施行規則第29条</b> 第 <b>1号の確認証明願</b> (200㎡未満の農業用施設用地の転用)	3	0.1
<b>農地法第3条の3の届出</b> (相続等での農地の取得)	47	27
農地及び採草放牧地の現況変更届	1	0.1

### 農業用軽油免税証の 交付申請の際には、 耕作証明書の提出が 必要です

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械(トラクターやコンバインなど)の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望の方は、農業委員会が発行する耕作証明書(手数料300円)、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。

初めて申請される方は、あらかじめ下記 の連絡先へお問合せください。

#### お問合せ先

洲本県税事務所 課税第2課 ☎0799-26-2030

#### 洲本市農業委員会だより令和6年3月発行分の掲載記事の訂正について

農業委員会だより令和6年3月発行分ページにおいて、掲載記事に誤りがありました。 ご迷惑をおかけしましたことをお詫びし、訂正いたします。

誤 令和5年3月発行

正 令和6年3月発行

#### 農業委員会では毎月

5日 申請等の提出締切日 (その日が休日の場合は、翌開庁日)

**22 日** 定例農業委員会開催日 (その日が休日の場合は、直前の開庁日)

#### 洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号 洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口 TEL 0799-24-7628 (直通)

FAX 0799-25-3590

ホームページ https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

